

BTMU

中国月報

第105号(2014年10月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ 発足一周年を迎えた中国（上海）自由貿易試験区
～ 第一回 改革のこれまでの進捗状況～

■ 経済

- ◆ 都市化は優れた農村政策とみる視点

■ 産業

- ◆ 中国の銅精錬業界（後編）

■ 人民元レポート

- ◆ 成長減速下の金融調節と今後の動向考察

■ スペシャリストの目

- ◆ 法務：最近の制裁事例からみた中国のカルテル規制

■ MUF G中国ビジネス・ネットワーク



目 次

■ 特 集

- ◆ 発足一周年を迎えた中国（上海）自由貿易試験区
～ 第一回 改革のこれまでの進捗状況～
三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部
中国ビジネスソリューション室 ……………1

■ 経 済

- ◆ 都市化は優れた農村政策とみる視点
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 調査部 ……………8

■ 産 業

- ◆ 中国の銅精錬業界（後編）
三菱東京UFJ銀行（中国）企画部 企業調査チーム ……………11

■ 人民元レポート

- ◆ 成長減速下の金融調節と今後の動向考察
三菱東京UFJ銀行（中国）環球金融市場部 ……………17

■ スペシャリストの目

- ◆ 法 務：最近の制裁事例からみた中国のカルテル規制
北京市金杜法律事務所 ……………21

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集「発足一周年を迎えた中国（上海）自由貿易試験区～ 第一回 改革のこれまでの進捗状況～」は、自由貿易試験区の改革の現況と今後の課題について、投資、貿易、金融、行政管理の4つの分野から解説しています。自由貿易試験区は中国全土の改革の「テスト」を行う地域で、同区の改革を見れば将来の中国全土の改革の一端を把握することができると思います。改革は、これまでのところ広範囲に亘りスピードを以って進められている点が評価できる一方、期待されたほどのメリットを生んでいないという声もありますが、これは実務規定やモニタリングシステムが現時点で整備途中であることによるもので、政府各部門の今後の対応が期待されるとしています。また、本年9月に李克強総理が自貿区を視察した際、「法が授権したもの以外はやってはならない。法で禁止されていないものはみなやってよい」というスローガンを掲げましたが、これまでの中国で「政府通達で明文上許可されたこと以外はやってはいけない」のが半ば常識であったことを考えると、行政機関の意識の画期的な変化であり、政府が国際化・法治化・市場化の進んだビジネス環境を構築しようとする意気込みの表れと見ています。

経 済「都市化は優れた農村政策とみる視点」は、習近平指導部が推進する都市化政策と、持続可能な経済成長モデルへの移行を目指す中国の主要課題のひとつである消費の拡大との関係について考察しています。GDPに占める家計消費の割合を都市と農村に分けてみると、都市家計消費比率は緩やかな上昇傾向にあるのに対し農村のそれは低下傾向にあるのは、農業を中心とする第1次産業の生産性が第2次産業、第3次産業に比べて低いことにあり、さらに第1次産業の生産性が低い主たる要因は産業の付加価値生産額に比べて産業従事者が相対的に多いことにあると指摘しています。このことから、都市化政策、すなわち農村住民の都市への移住推進策は優れた農村政策とみることができ、円滑な都市化の進展により農村の生産性が上昇していけば、都市と農村の両面から中国の消費が力強く拡大するとの見方を示しています。

産 業「中国の銅精錬業界（後編）」は、中国銅精錬業界の市場動向、競争状況と今後の課題について纏めています。世界の銅需要は、インフラ関連需要の底堅い推移が予想される中国に加え、新興国の需要の伸びと先進国の景気回復に伴う需要持ち直しから、伸びはこれまでより鈍化しつつも微増が続く一方、供給面では、向こう数年は需要の伸びを上回る銅鉱石の供給増が見込まれるものの、精錬工場の立ち上がりによる生産能力の増加に伴い、中長期的には生産過剰に陥り競争激化の懸念が大きいとしています。このため、銅精錬業者は、今後加工賃の上昇に伴い採算改善が見込まれる間に、生き残りに向けた事業力の強化を迫られており、具体的には、コスト競争力の強化や原料の安定調達に向けた取り組みが求められると指摘しています。

人民元レポート「成長減速下の金融調節と今後の動向考察」は、足元の景気情勢と中国人民銀行の金融調節動向を確認しつつ、景気の先行き見通しについて考察しています。中国経済は今のところ、政府が想定している「妥当なレンジ」内を推移しているものの、中国景気のパロメーターとして注目される「李克強指数」（電力消費量、鉄道貨物輸送量、新規銀行貸出に基づいて算出）の動向からは、先行き成長減速が見込まれ、これに対し政府は金融面から政策の「微調整」で景気の下支えを図っていると指摘しています。政府は投資主導型経済から消費主導型経済への転換を図っていることから、第3四半期のGDPが前年比+7%を小幅割り込む事態となっても、大規模な景気刺激策を取る可能性は高くはないと思われる中、雇用環境安定の目処とされるGDP成長率7.2%を確保するためには、金融市場の安定化の下、国内金融市場において、金利は低位安定、為替も基本的に緩やかな人民元高バイアスが維持されるものの、人民銀行の基準値の設定が大きく振れる可能性は低いものと見ています。

スペシャリストの目

法 務「最近の制裁事例からみた中国のカルテル規制」は、中国の独占協定（カルテル）規制とその運用について、「リニエンス（課徴金減免）制度」と「課徴金額」を中心に解説し、事例にみる重要なポイントを考察しています。中国では、独占協定事案の調査が事実の解明に至らない場合も多く、独禁法の施行から日が浅いため当局の調査に関する実務経験の蓄積も少ないのが現状ですが、一方で、最近の当局の取締強化の姿勢をみると、今後も摘発事例は増えていくものと予想しています。こうした中、外国企業、外資系企業としては、関連法令への理解を深めることはもちろんのこと、法の運用面の動向に注意し、法律違反の法的リスクの発見・回避に努めることが必要であり、処罰の免除または軽減を得るため、「リニエンス制度」の活用も検討に値するとしています。さらに、中国外で行われた独占行為であっても、中国の市場競争に影響を及ぼす限り、独禁法、価格独占禁止規定等の規制対象となり得ることを意識すべきと指摘しています。



発足一周年を迎えた中国(上海)自由貿易試験区 ～ 第一回 改革のこれまでの進捗状況～

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司
トランザクションバンキング部
中国ビジネスソリューション室
森田 直樹

2013年9月29日に中国(上海)自由貿易試験区(以下、自貿試験区)が発足してから一年が経過した。自貿試験区の改革期間は一般的に三年と言われており、三分の一が経過した現段階において、当初目指していた改革内容がどの程度実現されたのか、そして今後の課題は何なのかを整理したい。

1. 自貿試験区が目指す改革

(1) 自貿試験区の位置づけ ～中国全土の改革の「試験区域」

自貿試験区の位置づけは、国務院が2013年9月に公布した「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」(国発〔2013〕38号による。以下「自貿試験区全体方案」)の「全体目標」に示されている。

【図表1】自貿試験区全体方案に記された自貿試験区の「全体目標」

二、三年の改革パイロットを経て、政府の職能の転換を加速し、サービス業の拡大開放と外商投資管理体制の改革を積極的に推進し、…(中略)…我が国の開放の拡大と改革深化に対して新しい考え方と新しい道筋を探索し、より良く全国のために奉仕する。 (下線筆者)

(出典) 自貿試験区全体方案より抜粋

ここからは、自貿試験区が中国全土の改革の「テスト」を行う地域という位置づけが読み取れよう。すなわち自貿試験区の改革は「先行先試(中国全土の改革を自貿試験区で先に試行する)」の精神のもと、他の地域に「コピー可能、横展開可能」であることを指向しており、決して従来の経済特区のように「区内企業だけを優遇する」という発想には立っていない。この点は見落とされがちだが注意する必要がある。発足当時に流れた「区内企業に対する企業所得税が15%に優遇される(通常の企業所得税は25%)」という観測も、上記の理解に立てば基本的に自貿試験区の位置づけと相容れないものであることがわかる。

上海での自貿試験区発足後、全国の20を超える地域で自貿試験区構想が浮上したが、中には実態が乏しく、各地方政府の政治的なアピール色が強いものも含まれている。しかし構想が「中国全土の改革に資する先進性、独自性」を十分に備えたものと認められなければ、中央政府の承認を得る可能性は低いだろう。

見方を変えれば、自貿試験区の改革を見れば将来の中国全土の改革の一端を把握することができる。将来的な中国全土への横展開が予定されない改革は、基本的に自貿試験区では実施されないからである。

(2) 改革の全容 ～投資・貿易・金融・行政管理の4分野

自貿試験区が発足した2013年9月29日に、上海市政府は「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」(市政府令第7号 以下「自貿試験区管理弁法」)を公布し、自貿試験区で実施する改革のアウトライ

ンを示した。全七章よりなるこの弁法のうち、具体的な改革内容を「投資管理（第三章）」「貿易の発展と利便性向上（第四章）」「金融刷新とリスク防止（第五章）」「総合管理とサービス（第六章）」の四章に分けて説明している。これが自貿試験区改革の全容と考えられる。

【図表 2】自貿試験区管理弁法において示された改革内容項目

投資管理（第三章）	貿易の発展と利便性向上（第四章）
<ul style="list-style-type: none"> ● サービス業の開放拡大 ● ネガティブリストによる管理モデル ● 域外投資の備案（届出）制 ● 登録資本の出資引受登記制 ● 営業許可証と経営許可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 貿易のモデル転換とグレードアップ ● 航運ハブ機能 ● 輸出入監督制度刷新 ● 輸出入監督管理サービス利便性向上
金融刷新とリスク防止（第五章）	総合管理とサービス（第六章）
<ul style="list-style-type: none"> ● 金融刷新 ● 資本項目の兌換可能化 ● 金利の市場化 ● クロスボーダー人民元決済の利用 ● 外貨管理 ● 金融機構の発展 ● リスク防止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理の良化 ● 管理情報の公開 ● ワンストップ受理体制 ● 監督管理の改善 ● 安全審査および独占禁止審査 ● 知的財産権の保護 ● 企業年度報告の公示 ● 信用情報制度 ● モニタリング情報共有 ● 総合性評価 ● 行政再議と訴訟 ● 商業紛争解決

（出典）自貿試験区管理弁法より抜粋

それでは、この自貿試験区管理弁法に記された改革内容を章ごとに投資、貿易、金融、行政管理の4分野に分け、一年経った現時点での進捗状況を主要項目中心に見てみよう。

2. 各改革分野の進捗状況

（1）投資分野 ～ネガティブリストが目玉だが実態運用に課題が残る

投資分野では、「ネガティブリスト管理」および「サービス業の開放」といった外商投資の開放が自貿試験区改革が生んだ最大の政策効果の一つとしてアピールされることが多い。

自貿試験区ではネガティブリストに記載されていない分野への外商投資について、従来必要であった商務部門の審査批准が不要となり、中資企業と同様に備案（届出）ベースで設立手続きが完了するようになった。よってネガティブリストの記載項目が少ないほど開放が進展していることになる。2013年9月に公表された第一回目のネガティブリストでは190項目が記載されたが、今年6月末に公表された2014年版のネガティブリストでは記載項目が139項目まで減少した。またサービス業の開放については、昨年9月以降、銀行、ゲーム機、旅行社、娯楽施設、病院などの業種に対する外資の出資制限や業務制限を緩和している。

加えて、上記の枠組みとは別に、2014年9月28日、国务院は中国（上海）自由貿易試験区内で追加的に外資企業の参入障壁を緩和する「参入特別管理措置目録」を公布した。目録は27項目からなり、外資独資での国際海運貨物の積み下ろし業務、外資独資での400トン以上のクレーンの製造、外資独

資での高速鉄道や旅客鉄道の乗客サービス設備の研究開発・設計・製造などが許可されることとなった。

こうしてみると改革は順調に進展しているように見えるが、問題点も数多く残されている。

たとえばサービス業の開放項目の一つにある外資独資の病院設立は自貿試験区全体方案の附属資料にある「外商独資医療機構の設立を許可する」という簡単な文言をもって可能となっただけであり、所管である衛生部門から外資独資の病院の設立に関する規定が別途公布されたわけではない（別途、合弁病院についての従来規定はあり）。そうすると、具体的な設立手続きについて政府に解釈を問い合わせても要領を得た回答が得られない、または人により回答が異なるということになる。加えて、設立が認められるとしても従来の関連規定に従った手続きが必要とされ、そこで様々な制約が課されることになる。これは他の業種でも同じで、例えばゲーム機の製造が認められるようになってゲームソフトについては文化部の厳しい審査批准が必要になるといった具合で、依然として規制の制約や手続きに要する時間と労力のコストといった有形無形のハードルが多く残されている。

また、自貿試験区は面積わずか 28.78 平方キロメートル。外高橋地区ではオフィス供給すら不足しており、新しく製造現法を設立するにも用地確保が容易ではない。加えて各エリアは今回開放されたサービス業分野である病院や娯楽施設を運営するにも十分な商圏人口を有していない。

こういった問題点があるため、ネガティブリストの項目の減少は現時点では必ずしも外商投資の拡大に繋がっていない。これは上海市政府や自貿試験区管理委員会だけで解決できる問題ではないが、今後、中央政府各部門による関連規定の簡素化・整理や、上海自貿試験区以外の一般地域における外商投資規制緩和の動きが本格化すれば、目に見える成果が生まれてくるだろう。先ほどの病院を例に挙げると、2014年7月には既に上海市全域、北京市、天津市など7省市で外資独資での病院設立が試験的に許可されるといった前向きな動きが出てきている。

【図表 3】投資分野の主要政策公布状況

時期	公布された主な政策
2013年9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 自貿試験区全体方案公布（国務院）、自貿試験区管理弁法公布（上海市政府）。自貿試験区における改革の方向性と具体的な項目を提示 ● 銀行業などサービス業 18 業種の外資への開放拡大を規定（国務院） ● 2013年版ネガティブリスト公布（上海市政府） ● 区内企業に3年間「外資三法」を適用しないことを規定。域外投資を備案制とすることを規定。登録資本金払込引受額登記制を導入（上海市政府等）
2014年6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 2014年版ネガティブリスト公布（上海市政府）
2014年7月	<ul style="list-style-type: none"> ● 自貿試験区条例公布。改革の方向性を改めて提示（上海市人民代表大会常務委員会）
2014年9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 27業種について外資企業の参入を緩和する特別管理措置目録を公布（国務院）

（出典）政府機関各種法令・通知に基づき BTMU(中国)トランザクションバンキング部にて整理

（2）貿易分野 ～待たれるシステム整備

貿易分野の改革は「第一線（海外と自貿試験区の境界）を開放、第二線（自貿試験区と国内一般地域の境界）を安全に効率よくしっかり管理」という基本方針のもと、改革の新型貿易業務の展開や貿易管理の自動化・スマート化を通じて貿易の発展と利便性の向上を進めていくというものである。自貿試験区発足当初は目立つ進捗が見られなかったが、この半年で様々な政策が出そろいつつある。

各種報道によると、税関総署は今年3月に「中国（上海）自由貿易試験区税関監督管理サービスモデル改革プラン」を作成し、上海税関に配布した。ここでは改革の方向性として「情報化、スマート化、便利化、法治化、安全化」と、「機構人員、科学技術装備、情報化システムの三セットの改革」（以上をまとめて「五化・三セット」という）が掲げられている。

この方向性に基づき、上海税関は2014年4月に自貿試験区に対する以下の14項目の通関関連の規制緩和策を発表、6月に5項目、9月に4項目を追加した。

【図表4】上海税関が発表した貿易関連の規制緩和策

2014年4月発表分（14項目）	
①先入区、後通関備案 ②区内自行運輸 ③加工貿易工単式核銷 ④保税展示交易 ⑤境内外修理 ⑥先物保税デリバリー ⑦ファイナンスリース	⑧集中通関 ⑨通関作業書類の簡素化 ⑩備案リストの統一 ⑪内販選択制徴税 ⑫納税集中 ⑬保税物流監督管理ネットワーク ⑭税関検査ゲートスマート管理
2014年6月発表分（5項目）	2014年9月発表分（4項目）
①企業協調員制度 ②認定事業者（AEO）制度の相互承認の推進 ③税関登録制度の改革 ④税関関連の企業信用情報の公開制度 ⑤企業の自律的な管理制度	①一回備案、複数回利用 ②通関自動審査通過・重点照合 ③社会仲介機構による税関保税モニタリングおよび企業検査の展開補助 ④関税自主申告、税関重点検査

（出典）政府機関各種法令・通知に基づき BTMU(中国)トランザクションバンキング部にて整理

これらの制度は発表、導入からまだ日が浅いこともあり、目に見える成果が上がってくるのはこれからである。

たとえば「先入区、後通関備案（4月発表分の①）」とは輸入貨物について、これまでは税関に備案を提出しないと貨物を区内に搬入できなかったが、先に貨物を搬入した後で税関に備案を提出することが可能になり、貨物の港への到着から区内倉庫への搬入に要する時間が従来の2～3日から半日に短縮されるといわれている。ただ、現時点では倉庫搬入前の貨物検査に時間を要しており政府発表ほどの効果には至っていない。

また「税関の検査ゲートスマート管理（4月発表分の⑭）」とは、貨物にGPSと連動シアラーム機能を付加した電子ロックを付与し、貨物の勝手な積み替えなどを防ぐと同時に貨物が開けられた回数、時間などの履歴を把握できるなどといった仕組みを導入することにより、税関検査ゲートを通過する際の貨物の確認や書類押印といった手続きを不要とするもの。これにより、ゲート通過にかかる時間が「従来の6分から45秒に短縮される」「いや、実際には5秒まで短縮される」と言われている。ただ、9月の時点ではシステムが整備途上でエラーが頻繁に発生するなど、まだ試行錯誤段階の様相である。

今後、自貿試験区において第二線を跨ぐ貨物の移動のシステム化、利便化が本当に実現すれば、自由貿易港として先行する香港やシンガポールにキャッチアップしていくことも可能になると思われ、そういう意味からも今後の改革の進展に期待したい。

【図表 5】貿易分野の主要政策公布状況

時期	公布された主な政策
2013年9月	● 自貿試験区全体方案公布(国务院)、自貿試験区管理弁法公布(上海市政府)。自貿試験区における改革の方向性と具体的な項目を提示
2014年4月	● 先入区、後通関報告制度など税関監督管理の緩和策を発表(上海税関)
2014年6月	● 5項目の税関政策を新たに発表(上海税関)
2014年7月	● 自貿試験区条例公布。改革の方向性を改めて提示(上海市人民代表大会常務委員会)
2014年9月	● 洋山保税港区が「区港直通道」の正式運用開始 ● 4項目の税関政策を新たに発表(上海税関)

(出典) 政府機関各種法令・通知に基づき BTMU(中国)トランザクションバンキング部にて整理

(3) 金融分野 ～多方面の規制緩和に着手

自貿試験区の金融改革は、2013年12月に中国人民銀行が公布したいわゆる「30条意見」において、資本項目の両替可能化、クロスボーダー人民元改革、金利の自由化、外貨管理改革、自由貿易口座の導入といった項目が示された。その後、各項目の細則が別途公布されている。

この金融改革の詳細と日系企業の資金管理に与える影響については稿を改めて解説する。

【図表 6】金融分野の主要政策公布状況 (カッコ内は公布主体)

時期	公布された主な政策
2013年9月	● 自貿試験区全体方案公布(国务院)、自貿試験区管理弁法公布(上海市政府)。自貿試験区における改革の方向性と具体的な項目を提示 ● 民営資本による銀行、金融リース会社、消費者金融会社等の設立を支持する方向性を表明(銀监会)
2013年12月	● 金融改革の方向性を規定(「30条意見」: 人民銀行)
2014年2月	● クロスボーダー人民元決済の簡素化、人民元オフショアローン、人民元双向クロスボーダープーリングにつき規定(人民銀行上海本部) ● 300万ドル未満の小口外貨預金の金利を自由化(人民銀行上海本部) ● 外貨経常項目決済および資本項目登記管理制度の簡素化、多国籍企業の外貨集中運営管理につき規定(上海外管局)
2014年5月	● 区内銀行拠点に対する監督管理の簡素化(上海銀監局) ● 自由貿易口座の開設、種類および使用規制などを規定(人民銀行)
2014年7月	● 自貿試験区条例公布。改革の方向性を改めて提示(上海市人民代表大会常務委員会)
2014年9月	● 自貿試験区企業の海外親会社に対する国内人民元債券の発行許可、自貿試験区の外資合併証券会社等の出資比率緩和などの方向性を示す(上海市政府) ● 外国人投資家も参加できる国際金取引所を開設

(出典) 政府機関各種法令・通知に基づき BTMU(中国)トランザクションバンキング部にて整理

(4) 行政管理分野 ～事前批准から事中・事後モニタリングへ

この分野において最近の主要トピックは「事中、事後のモニタリング管理」である。これは行政手続きにおいてこれまで重点が置かれていた事前審査手続を簡素化する一方、設立後の動態モニタリン

管理を強化するというもので、具体的に以下の6項目からなる。

【図表7】自貿試験区における事中・事後モニタリング管理改革6項目

項目	概要
①安全審査制度	区内企業の経営が食品安全、公共衛生、環境保護、安全生産等の問題に抵触しないかをモニタリング
②反独占審査制度	区内企業の経営が独占禁止問題に抵触しないかをモニタリング
③年度公示と経営異常リスト制度	自貿試験区企業が年次で基本データを工商局のホームページで公開することを義務付け。違反者は「経営異常リスト」で公開
④社会信用体系の健全化	企業および責任者の信用情報をプラットフォーム上に記録。信用サービス機構が行政や企業に対し信用サービスを提供することを奨励
⑤信用情報共有と総合執法	政府部門間で企業の信用情報（法規違反情報など）を共有
⑥社会勢力の市場監督への参与制度	各種企業、業界団体などが中心となり構成した「社会参与委員会」を通じて自貿試験区の政策評価や市場監督を行う

(出典) 自貿試験区条例(2014年7月、上海市人民代表大会常務委員会公布) および政府関連者コメント

この6項目のうち、いち早く実施に移されているのは「年度公示と経営異常リスト制度(③)」である。「年度公示」とは、自貿試験区の企業に対し毎年3月1日から6月30日までの間に、上海市工商行政管理局に対しオンラインで登記備案事項(社名、住所、法定代表人、経営範囲等)、登録資本払込状況、営業運営状況、従業員数等の報告を義務付けるもの。報告内容は上海市工商行政管理局のホームページに公示され、誰でも閲覧できる。

また、この義務を期限通りに履行しない企業などは「経営異常リスト」(いわゆるブラックリスト)に記載・公示される。上海市工商行政管理局はすでに1467社の自貿試験区企業を「経営異常リスト」に記載しており、このリストも上記ホームページに公開されている。

また「信用情報共有と総合執法(⑤)」とは、商務、税務、工商、金融など政府の各部門が企業の信用情報を共有し、法規違反のない企業には政策優遇を与える一方で、法規違反をどこか一箇所で行えばその違反情報が各種行政機関で共有され、企業の今後の経営活動に各方面で悪影響をもたらす、というものである。

企業からみると、設立手続きが簡素化される一方で、設立後の経営状況がこれまで以上にモニタリングされることになる。このように自貿試験区の改革は単なる規制緩和でなく、企業側にこれまで以上に自律的な法規遵守経営を求めるものであることに注意する必要がある。

【図表8】行政管理分野の主要政策公布状況(カッコ内は公布主体)

時期	公布された主な政策
2013年9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 自貿試験区全体方案公布(国务院)、自貿試験区管理弁法公布(上海市政府)。自貿試験区における改革の方向性と具体的な項目を提示 ● 外商投資の投資前内国民待遇を実施 ● 企業登記、外商投資企業設立申請、組織機構コード証、税務登記証といった各種申請を自貿試験区総合サービス庁窓口でワンストップ受理可能に ● 区内企業の「信用情報開示システム」「経営異常リスト」の制度導入を規定
2014年3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業年度報告公示の具体的な方法を規定 ● 年度報告公示義務を期限通りに履行しない企業等を「経営異常リスト」に記載

	し公示する旨を規定
2014年7月	● 自貿試験区条例公布。改革の方向性を改めて提示（上海市人民代表大会常務委員会）

（出典）政府機関各種法令・通知に基づき BTMU(中国)トランザクションバンキング部にて整理

3. 全体を通して

政府各部門からは今でもほぼ毎週、自貿試験区の改革に関する何らかの通達が複数公布されており、現場にいるとその前進感、進捗感が伝わってくる。これだけ広い範囲において、これだけのスピードで改革が打ち出されている点は当初の期待通り、あるいは期待以上と評価できる。

一方で自貿試験区の改革が期待されたほどのメリットを生んでいないとの声も多く聞かれる。その多くはこれまで見てきたように、実務規定やモニタリングシステムが現時点で整備途上であることによるものであり、政府各部門の今後の対応が大いに期待される。

また上記以外の目に見えない変化として、行政機関の意識の変化がある。9月に李克強総理が自貿試験区を視察した際、政府機関内には「(政府機関は)法が授権したもの以外はやってはならない。(企業・個人は)法で禁止されていないものはみなやってよい。(政府機関は)法で定めた職責は必ず全うせねばならない」というスローガンが掲げられていた。これまでの中国では「(企業・個人は)政府通達で明文上許可されたこと以外はやってはいけない」のが半ば常識であったことを考えれば画期的な変化である。このスローガンは行政を簡素化・規範化し、国際化・法治化・市場化が進んだビジネス環境を構築するという意気込みの表れといえよう。この考えが行政機関の末端までさらに浸透、定着するのを期待したいところである。

今回は、今後自貿試験区で予想される改革と、改革の全国への展開について説明する。

(執筆者連絡先)

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部

中国ビジネスソリューション室

E-mail: naoki_morita@cn.mufg.jp TEL: 86-(21)-68881666（内線）4228



都市化は優れた農村政策とみる視点

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部 研究員 野田麻里子

1. 緩やかに上昇する家計消費比率

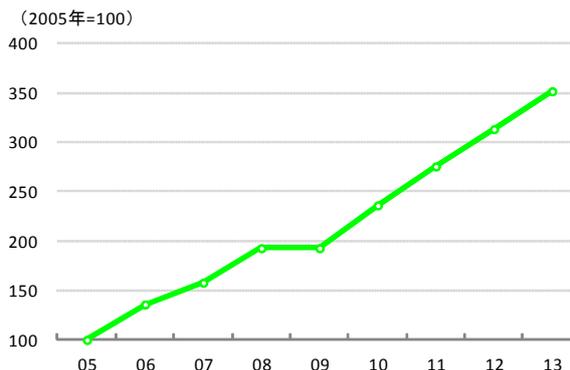
「消費の拡大」は持続可能な経済成長モデルへの移行を目指す中国の主要課題のひとつである。そのための方策として労働分配率の引き上げや都市と農村の所得格差の是正が図られてきた。労働分配率は、最低賃金の継続的な引き上げなどを通じて2011年の41.5%を底に上昇に転じ、2012年43.4%、2013年44.5%と緩やかながらも上昇傾向にある(図表1、2)。また都市と農村の所得格差(都市所得の農村所得に対する倍率)は、農村税の撤廃、農産品の買い付け価格の引き上げなどを通じて2009年の3.3倍から2013年には3.0倍に低下している(図表3)。こうした中でGDPに占める家計消費の割合は、過剰投資の抑制策とも相俟って、2010年の34.9%を底に2013年には36.2%にまで緩やかながらも持ち直している(図表4)。

図表1. 労働分配率の推移



(注)労働分配率(%)=(都市一人当たり可処分所得×都市人口)
+(農村一人当たり純所得×農村人口)÷名目GDP
(出所)CEIC

図表2. 平均賃金水準の推移



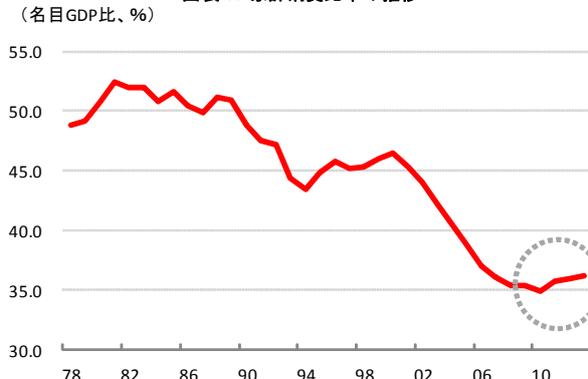
(注)31省市の標準最低賃金の平均値を2005年水準を100として表示。
(出所)CEIC

図表3. 都市/農村所得倍率の推移



(注)都市一人当たり可処分所得の農村一人当たり純所得の倍率。
(出所)CEIC

図表4. 家計消費比率の推移

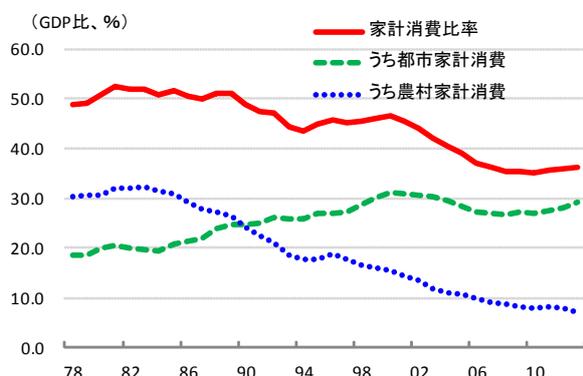


(注)GDPベースの家計消費の名目GDPに対する比率。
(出所)CEIC

2. 低下が続く農村家計消費比率

しかし、緩やかに持ち直している家計消費比率を都市と農村に分けてみると、都市家計消費比率が緩やかな上昇傾向にあるのに対して、農村家計消費比率は反対に足元まで一貫して低下傾向にある（図表5）。前述の通り、各種の農村所得引き上げ政策により農村の一人当たり所得の前年比伸び率は足元、都市を上回っている（図表6）。また、消費性向は都市で低下傾向がみられるのに対して、農村では足元、ほぼ横ばいで推移している（図表7）。ただし、農村所得の伸び率が都市所得の伸び率を継続的に上回っている期間が限られていることもあり、結果として両者の所得並びに消費水準の差は大きく開いたままである（図表8）。加えて2010年に都市人口と農村人口がほぼ拮抗し、その後都市人口が農村人口を上回っていることもGDPに占める農村家計消費比率の低下につながっているとみられる。

図表5. 都市・農村消費比率の推移

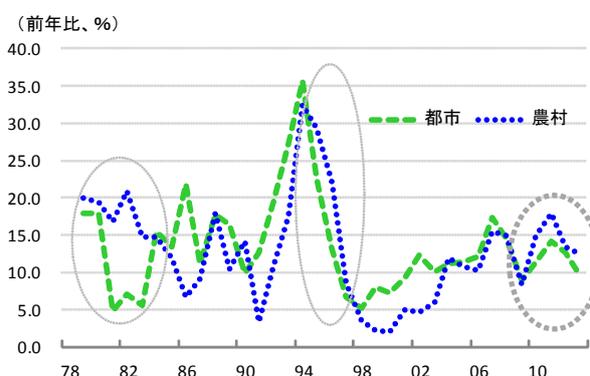


(注) GDPベースの家計消費、都市家計消費、農村家計消費の名目GDPに対する比率。

一部試算値。

(出所)CEIC

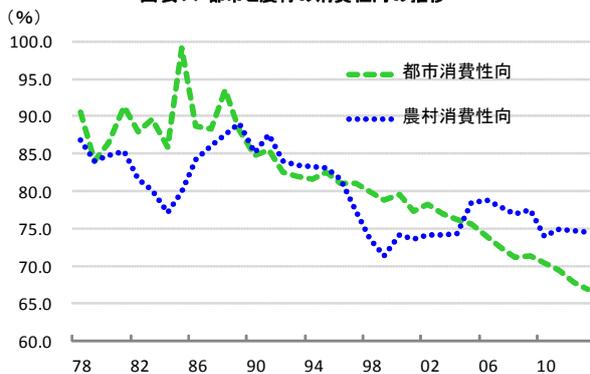
図表6. 都市並びに農村所得の前年比の推移



(注) 都市は一人当たり可処分所得、農村は一人当たり純所得の前年比。

(出所)CEIC

図表7. 都市と農村の消費性向の推移

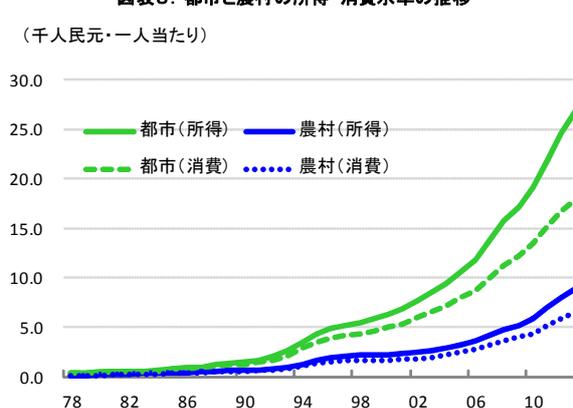


(注) 都市消費性向(%) = 一人当たり消費支出 ÷ 一人当たり可処分所得

農村消費性向(%) = 一人当たり消費支出 ÷ 一人当たり純所得

(出所)CEIC

図表8. 都市と農村の所得・消費水準の推移



(注) 一部推計値を含む。

(出所)CEIC

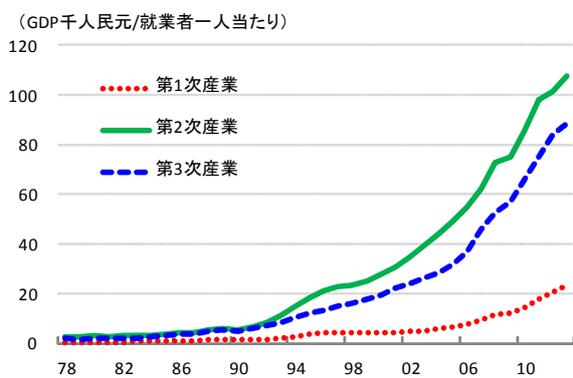
3. 農村所得の絶対水準の引き上げ

しかし、この都市人口に比べて農村人口の伸びが鈍いということが、逆に農村の活性化につながると考えることもできる。様々な農村所得の引き上げ策にもかかわらず、都市所得に比べて農村所得の水準が低い（結果として消費水準も低い）主たる理由は、農業を中心とする第1次産業

の生産性が製造業を中心とする第2次産業やサービス業からなる第3次産業に比べて低いことにある(図表9)。変動はあるものの、第2次産業の生産性は第1次産業の4倍以上、第3次産業でも3倍以上の水準にある(図表10)。そして第1次産業の生産性の水準が低い主たる要因は産業の付加価値生産額に比べて産業従事者数が相対的に多いことにあると考えられる(図表11)。

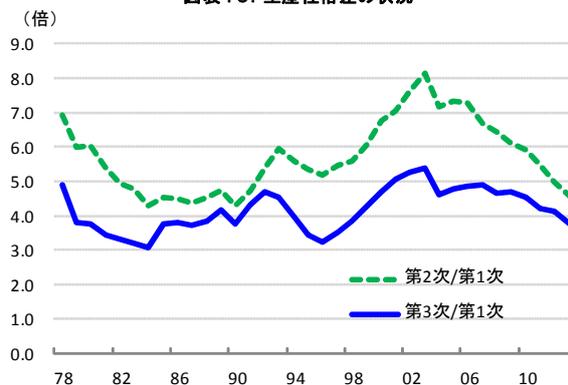
習近平指導部が推進する都市化政策はまさにこの点に直接働きかけるものといえる。都市化政策について論じられる時、都市の消費拡大、都市のインフラ整備に伴う投資の増加といった点が注目されがちだが、実際のところ都市化、すなわち農村住民の都市へ移住推進策は優れた農村政策であり、これまでなかなか成果が上がらなかった「三農(農業、農村、農民)問題」への根源的な取り組みであるといえるのではないだろうか。円滑な都市化の進展により農村の生産性が上昇していけば、都市と農村の両面から中国の消費は力強く拡大することになるとと思われる。

図表9. 産業別生産性の推移



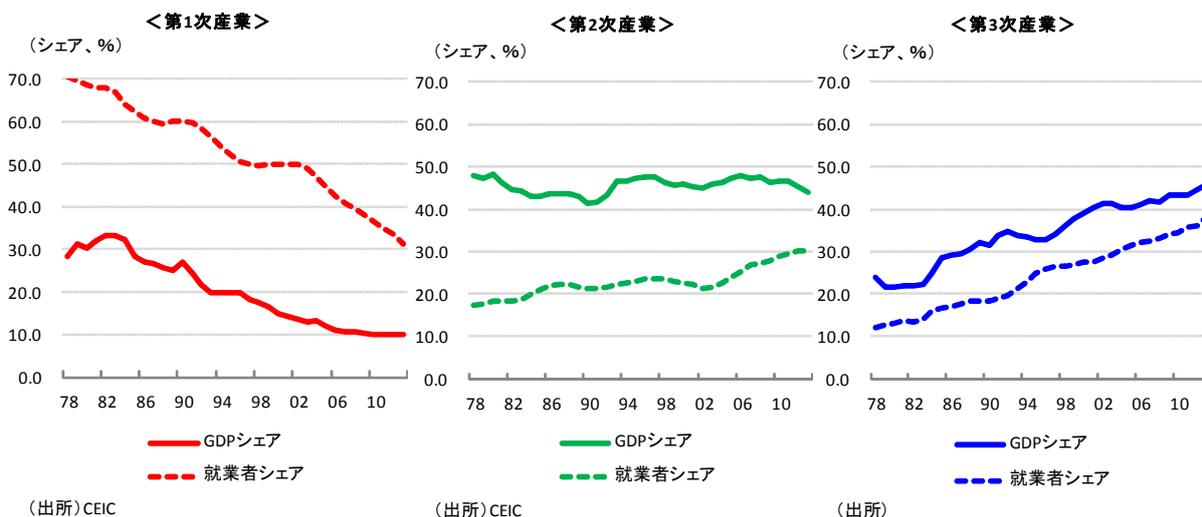
(注)生産性=産業別GDP額÷産業別就業者数
(出所)CEIC

図表10. 生産性格差の状況



(注)第1次産業の生産性に対する第2次、第3次産業の生産性の倍率。
(出所)CEIC

図表11. 産業別GDP並びに就業者シェアの推移



(参考文献)

阮蔚[2014]「農地集約で穀物自給を目指す中国」農林中金総合研究所『農林金融』(2014年8月号)
関志雄[2014]「縮小に向かう所得格差」経済産業研究所『中国経済新論：实事求是』(2014年8月27日)

(執筆者連絡先) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
E-mail: mariko.noda@murc.jp



中国の銅精錬業界(後編)

三菱東京UFJ銀行(中国)
企画部 企業調査チーム
調査役 米田智宏

前号より中国の銅精錬業界の構造について考察しているが、後編である本稿では当業界の市場動向、競争状況および今後の課題について紹介する。

1. 銅市場の動向

(1) 銅需要の動向

① 足元の動向

世界の銅需要の動向は以下の通り(図表1)。先進国の需要が伸び悩み、また、多くの新興国では成長が続くものの未だ需要量自体が少ないなか、中国の需要増が全体の需要を牽引。

中国は、2002年以降、世界最大の銅消費国。中国の銅需要は、リーマンショック後も政府による4兆元の景気対策もあって順調に拡大を続け、現在では世界需要の4割を占める。

《 図表1：世界の銅需要の動向 》

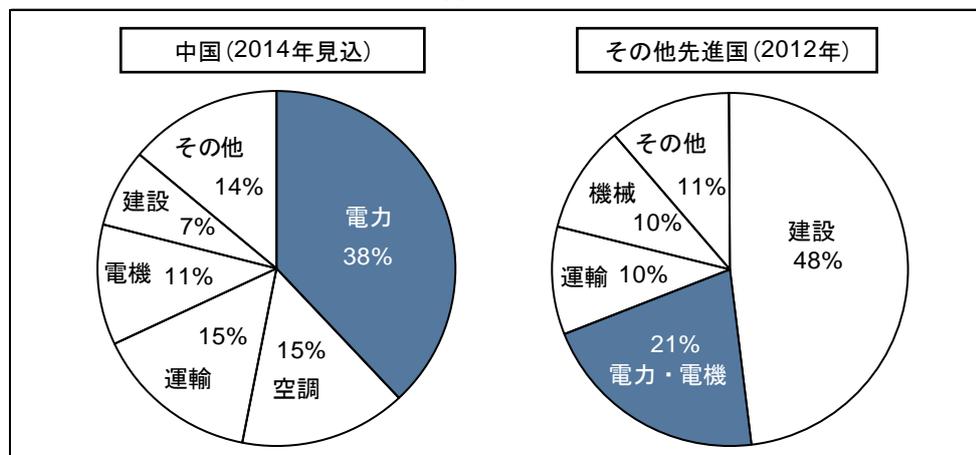
(単位：千トン)

	2008	2009	2010	2011	2012	直近4年 平均伸び率
総消費量 (前年比伸び率)	17,888 -	17,894 0.0%	19,129 6.9%	19,697 3.0%	20,390 3.5%	3.3%

(資料) ICSG 資料をもとに BTMUC 企画部作成

銅需要の内訳をユーザー業種別にみると、先進国では既存建物の建て替えを中心とした建設分野が48%を占める。これに対し中国では、電線網の整備が依然活発であることから、電力インフラ関連の需要が最も多い(図表2)。

《 図表2：用途別にみた中国の銅需要 》



(注) 運輸は自動車部品のほか、鉄道や造船等も含む。

(資料) IBIS 資料、ANTAIKE 資料をもとに BTMUC 企画部作成

②今後の銅需要の見通し

今後についてみると、先進国は、景気回復に伴うある程度の需要持ち直しは期待できるが、大幅な伸びは想定し難い。また、中国を除く新興国は、需要の伸び率こそ高いものの、全体を牽引できるほどのボリュームはない。

一方、中国は、経済成長減速に伴う需要の伸びの低下は免れ得ないものの、当面は、送電網の整備等インフラ分野の需要が底堅く推移するとみられる。このため、世界の銅需要は引き続き中国が牽引する形で緩やかな伸びが続くとみられる。

(2) 銅供給の動向

銅精鉱の供給動向をみると、向こう数年は新規の銅山開業が相次ぐことから、銅精鉱の供給の伸びが地金生産量の伸びを上回ることが予想されており、向こう数年は、銅地金に対して銅精鉱の供給余剰感が続く見通し（図表3）。

《 図表3：今後の銅精鉱の供給見通し 》

(単位：千トン)

	2011	2012	12→17予想 平均伸び率
銅精鉱生産量 (前年比伸び率)	12,677 -0.6%	13,011 2.6%	5%程度
地金生産量 (前年比伸び率)	16,128 2.5%	16,550 2.6%	4%程度

(資料) ICSG 資料等をもとに BTMUC 企画部作成

銅地金の生産をみると、近年の生産量の伸びは比較的緩やか。ただし、これは、ノウハウ不足による新規工場の操業遅れ、原料調達不能・採算悪化による生産停止等の要因から稼働率が低迷しているためであり、生産能力自体はここ数年間で大きく伸長。

生産量が伸び悩むなか、現在も数社が精錬工場の新設を計画しており、中長期的には新工場の稼働開始と既存工場の稼働率向上に伴って生産量が大きく伸びる可能性が高いことから、銅精鉱供給の伸びとも相まって、銅地金が供給過多に陥る公算は大きい。

(3) 価格動向

①銅価格

LMEの銅価格は、ここ数年緩やかに下落しているが、依然リーマンショック前に近い水準を維持（図表4）。

銅は国際相場が建っていることで商品の流動性が高く、ホットマネーが流入しやすいが、現在の高止まりは良質な鉱山の減少に伴う採掘難度の上昇、労務費・資材費の高騰に伴う生産コストの上昇に起因していると思われる。

今後も、採掘コストは上昇が続くと予想されるなか、銅価格の急落は想定し難く、現状程度で推移すると考えるのが妥当。

《 図表4：銅価格（LME3ヶ月先物）のトレンド 》

(USD/トン)



(資料) Bloomberg をもとに BTMUC 企画部作成

②TC/RC

TC/RCは、銅鉱石の供給動向と精錬工場の精錬キャパシティの動向を参考に決定される（注）。すなわち、銅需要の減少、新規鉱山の立ち上がり、大手精錬業者の操業停止等による銅鉱石の余剰感が発生した場合、銅精錬業者の交渉力が増し、TC/RCが上昇する。逆に、銅需要の増加、鉱山の操業停止、精錬能力の増加等により銅鉱石の不足感が強まれば、TC/RCは下落する。

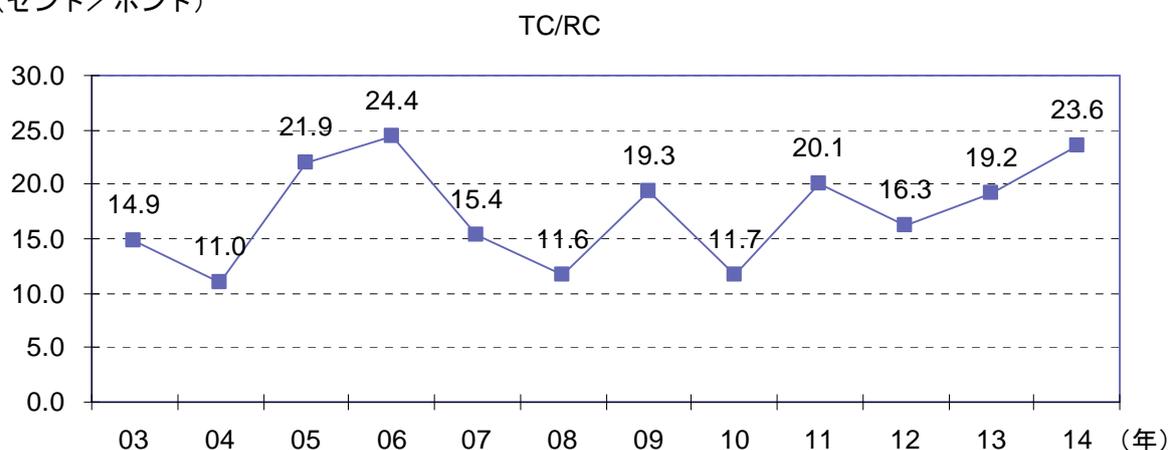
近年のTC/RCの推移をみると、新規鉱山の稼働開始が相次いでいることに伴う精錬能力の不足を背景に、銅精錬業者の交渉力が相対的に強まっており、上昇が続いている（図表5）。

今後についても、向こう数年は新規鉱山開業が相次ぎ、精錬能力を上回るペースで銅鉱石の供給が増加するとみられるため、銅鉱石の余剰感を背景に、当面はTC/RCも高水準の推移が予想される。

（注）TC/RCは、毎年、大手鉱山会社（BHP ビリトン等）と大手精錬業者（江西銅業等）の相対交渉で決まった価格がベンチマークとなり、他社も追随するのが一般的。ただし、基本的には山元である鉱山会社の発言権が強い模様。

《 図表5：TC/RCのトレンド 》

（セント/ポンド）



（注1）実際のTC/RCは、TCがトン当たり〇ドル、RCがポンド当たり〇セントといった形で決まるが、本図表では合算してポンド当たりで表示した。

（注2）2012年以降の数値は報道ベースの大手の妥結額をもとに推定。

（資料）JOGMEC資料、報道等をもとにBTMUC企画部作成

2. 競争の方向性

銅需要は伸びは鈍化しつつも増加が予想されるうえ、TC/RCも向こう数年は上昇が見込まれることから、銅精錬業者各社の収益環境は改善が予想される。

しかし、各社の新工場立ち上げ、既存工場の稼働本格化が進み、銅地金の生産量が過剰となることに伴い、再びTC/RCが低下したり、原料の銅精鉱・スクラップの獲得競争の激化により調達コストが上昇する可能性が高い。

かかるなか、政府は、生産能力の増加抑制を目的に、現在進行中の第12次5ヵ年計画において既に生産能力の削減目標を設定しており、老朽化した生産設備の削減と企業数の集約を進めている(図表6)。

このため、相対的に投資余力に乏しいうえ、コスト競争力、原料調達力が見劣りする中小企業については、淘汰が進む恐れがある。

一方、大手企業についても、各社が推し進める生産能力の増強を受けて、業界全体の供給過剰感が解消されることは当面見込み難いうえ、中長期的には再び収益環境が悪化して競争が激化する懸念が大きい。

こうした状況を踏まえると、各社は、採算改善が見込まれる向こう数年の内に、生き残りに向けた事業力の強化を迫られていると言える。

《 図表6：第12次5ヵ年計画における銅精錬業界の生産能力削減の状況 》

【削減の経緯】

第12次5ヵ年計画(2010年～2015年)において、銅精錬業界の産業集積度の向上(上位10社でシェア90%)が目標に掲げられ、政府が生産能力削減目標を置く業種に新規追加。当初の削減目標は80万トン。

【実際の年毎の削減目標】

年	2012	2013	2014
(万トン)	70.0	66.5	51.2

(注) 目標にはスクラップからの再生銅も含んでおり、2012年は70.5万トンの実績中スクラップが53.9万トンを占めた模様。

(資料) 新聞報道等をもとにBTMUC企画部作成

3. 参入企業に求められる取り組み

今後、需要の伸びが鈍化するなか、将来的には生産能力の増加とも相まって、競合激化が予想されるため、各社には以下2点の取り組みが求められよう（図表7）。

(1) コスト競争力の強化

原料費がコストの大半を占めるため、原料調達コストの低減が不可欠。そのためには国内自社鉱山からの調達を増やすことが最も有効と考えられる。

製造面では、工場集約を通じた稼働率の向上、ノウハウの蓄積を通じたフリーメタル・副産物の回収率向上に向けた取り組みが必要（注）。

（注）精錬工場の炉について、新しい炉は運用コストを低減できる可能性があるのに対し、古い炉は既に初期投資の償却が進んでおり、両社の経済性に大差は無い模様。

(2) 原料の安定調達

安定した収益を確保するためには、原料を安定して調達し、工場の稼働水準を維持することが必要。具体的には、調達ルートが多様化・多地域化や、個々の契約を長期化することで、長期に亘り調達を安定させる取り組みが求められよう。

とりわけ、海外の鉱山権益獲得による原料自給率の向上は、直接のコスト低減効果は小さいものの、原料の安定調達の面で重要と言える。

《 図表7：事業力評価のポイントと具体的な項目 》

コスト競争力強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国内自社鉱山からの調達増加 ◆ 工場集約等を通じた精錬工場の稼働率向上 ◆ 銅精錬ノウハウの蓄積を通じたフリーメタル・副産物の回収率向上
原料の安定調達	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 海外鉱山権益の獲得による原料自給率の向上 ◆ 原料調達ルートが多様化 ◆ 長期契約による調達の長期安定

（資料）ヒアリングなどをもとに BTMUC 企画部作成

4. まとめ

中国は、世界最大の銅消費国かつ世界最大の銅地金生産国に成長したが、国内の銅鉱石埋蔵量では需要を賅えないため、原料の大部分を輸入に依存している。

原料調達に関しては、山元の鉱山業者の発言力が圧倒的に強く、基本的には銅精錬業者の価格交渉力は弱いことから、銅精錬業者は需要および銅価格の変動の影響を受けやすい。中国の銅精錬業者各社は、需要の伸びに合わせて業容を大きく拡大させてきたが、業績は常に TC/RC の変動に翻弄されてきた。

今後の世界の銅需要を展望すると、成長減速が懸念される中国でもインフラ関連の需要は底堅い推移が予想されることに加え、中国以外の新興国の需要の伸びと先進国の景気回復に伴う需要持ち直しもあって、伸びはこれまでより鈍化しつつも微増が続く見通し。

また、供給面をみると、向こう数年は新規銅山の開業が相次ぐことにより、需要の伸びを上回る銅鉱石の供給増が見込まれる。これは銅精錬業者の採算改善要因となるが、今後、精錬工場の立ち上がり、銅精錬業者各社の設備投資により銅地金の生産能力が増えることに伴い、需給バランスが緩和に向かう可能性は否定できない。

このため、中長期的には銅精錬業界の競争が激化する懸念が大きく、とりわけ、コスト競争力の乏しい中堅・中小業者が、競争が激化する中で淘汰される可能性が高い。それを重く見る政府も、現行の第12次5ヵ年計画において生産能力の削減を進め、かつ企業数を集約する方針。各社は、採算改善が見込まれる向こう数年の内に、生き残りに向けた事業力の強化を迫られていると言える。

具体的には、コスト競争力の強化に向けた原料の調達コスト低減、工場の稼働率向上、フリーメタル・副産物の回収率向上が必要。また、原料の安定調達に向け、海外鉱山権益の確保や、長期契約による安定調達の強化といった取り組みが求められよう。

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国)企画部企業調査チーム 調査役 米田 智宏

TEL : 86-21-6888-1666 内線 5050 Email : tomohiro_yoneda@cn.mufg.jp

住所 : 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22楼 FAX : 86-21-6888-1665



成長減速下の金融調節と今後の動向考察

三菱東京UFJ銀行(中国)
環球金融市場部
資金証券グループ 豊覚行

中国では、10月21日に2014年第3四半期GDPの発表が予定されている。国際通貨基金(IMF)は10月7日、四半期毎に発表している世界経済見通しにおいて2015年の全世界での経済成長率を7月時点の予測4.0%から3.8%に引き下げたが、中国の予測については2014年7.4%、2015年7.1%に据え置いた。

世界的に経済成長が再度鈍化しつつある中、成長の牽引役として中国への内外からの期待は引き続き高いが、足元の経済指標は弱含みを見せており、先行き不透明感が高まりつつある。政府は「妥当なレンジ内の動き」として大規模な景気挺入れに動く気配は見られず、合わせて「新常态・ニューノーマル」という単語を用いて現在の成長減速を肯定する報道が増加しつつある。

本稿では、足元の景気情勢と中国人民銀行(PBOC)の金融調節動向を確認しつつ、景気の先行き見通しについて考察する。

1. 李克強指数に示される成長減速

(1) GDP成長率と李克強指数の関係

2013年後半に前年比+8%を小幅下回る同+7.7%近辺で推移していたGDP成長率は2014年第1,2四半期に水準を小幅切り下げ、同+7.5%近辺での推移となっている。

四半期ごとの比較では、2013年第3四半期の前期比+2.3%成長を記録して以降、第4四半期同+1.7%、2014年第1四半期同+1.5%と減速。その後、第2四半期に同+2.0%と持ち直している【図表1】。

しかし、第3四半期に入り成長加速の兆しは今の所見られていない。中国の経済動向を最も端的に示唆していると思われるのが、「李克強指数」の低迷である。この指数は、「電力消費量」「鉄道貨物輸送量」と「新規銀行貸出」に基づいて算出されており、中国景気の動向を見る上でのバロメーターとして李首相が注視していることで知られている。

この指数と鉱工業生産を重ねてみたものが【図表2】である。李克強指数の動きを見ると5,6月に年初の低迷から反発し成長加速を示唆していたものの、7,8月に急落している。鉱工業生産も7月までは前年比+9%近辺を維持していたものの、8月に前年比+6.9%の伸びにとどまり、リーマンショック直後の2008年12月以来、5年8カ月ぶりの水準となった。7月以降の李克強指数低下に歩調を合わせた格好だ。

【図表1】 GDP成長率



出所:ブルームバーグデータ等を元に BTMUC 作成

【図表2】 鉱工業生産と李克強指数



出所:ブルームバーグデータ等を元に BTMUC 作成

その他の指標も精彩を欠いている。個人消費は、秋の大型連休である国慶節（10月1日～10月7日）期間中の国内小売売上は前年比+12.1%と昨年の同+13.6%から鈍化した。

貿易統計における輸入額も内需の弱含みを示唆している。【図表3】に見られるとおり鉱工業生産同様、李克強指数とともに6月をピークに低下している。過剰生産能力の抑制などの構造調整の進展に伴い、8月は数量ベースで見ても前年割れの水準まで落ち込んでいる¹。

(2) 例年の GDP 成長パターンと 2014 年足元まで

年初に成長が停滞し、第2、3四半期に向けて加速していくのが中国景気のここ数年のパターンだ。【図表4】に示される通り、過去3年（2011年～2013年）いずれの年においても第2もしくは第3四半期が前期比ベースで最も成長が加速している。

中国政府は例年3月に開催される全人代（日本の国会に相当）において主要な数値目標を公表している。2012年以降²のGDP目標値は「前年比+7.5%前後」に設定されており、国有企業等は全人代での各種政策決定を確認した上で、その年の投資活動等を本格化していき、それがGDP等の経済指標に反映されている。例年、第3四半期時点でのGDPが発表された時点（10月中旬頃）で年度目標達成に目処が付く場合が多く、年末（第4四半期）にかけて成長は徐々に減速していく格好だ。

例年の傾向通りであれば、第3四半期GDPは第2四半期並の前期比+2.0%が確保される所であるが、上述の通り今年は李克強指数によると第2四半期と比較すると第3四半期の経済成長は鈍化している可能性が高い。

(3) 先行きについて

それでは第3四半期GDP（10月21日公表予定）と第4四半期GDP、そして2014年通年GDPの数値は現時点でどの程度が想定されるだろうか。

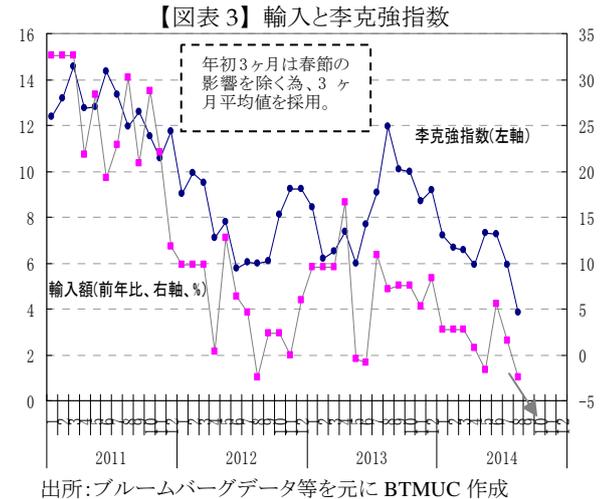
【図表4】において第3四半期GDPを3通り³、またその3通りを元に第4四半期GDPをさらに3通り試算し、合計9通り2014年通年GDPを概算した。

現時点の李克強指数の推移を考慮すると、第3四半期GDPは第2四半期と比較すると減速している可能性が高く、パターン②と③の範囲に収束する可能性が高い。事実、10月8日時点において銀行や証券会社エコノミストの予想中央値は7.2%となっている。第4四半期まで展望すると、例年成長が減速する傾向が強いことから、前年比では第4四半期GDPが7%を割り込む可能性も

¹ 主要輸入品の輸入「量」は1-8月で増加しているものの価格下落の影響が輸入額の伸びを抑制している。ただし8月輸入は量ベースも▲2.1%と落ち込み（金額ベースは▲2.4%）。

² 2005年～2011年は「8.0%前後」。

³ パターン①：第3四半期に成長が加速（前期比+2.2%）、パターン②：第3四半期の成長は第2四半期並み（前期比+2.0%）パターン③：第3四半期は第2四半期から減速（前期比+1.7%）。第4四半期もそれぞれに対して+2.2%、+2.0%、+1.7%の3通りを想定。



【図表4】 GDP 推移と予想値

年	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	年間 平均
2014年	前年比 前期比	7.4 1.5	7.5 2.0	8.1	7.7
				2.2	1.98
				7.6	7.6
				2.2	1.93
				7.7	7.6
				1.7	1.85
				7.9	7.5
				2.2	1.93
				7.7	7.5
2013年	前年比 前期比	7.7 1.6	7.5 1.8	7.3	7.7
				2.0	1.88
				7.4	7.4
				2.0	1.88
				7.4	7.4
				1.7	1.80
				7.3	7.3
				2.2	1.85
				7.0	7.2
2012年	前年比 前期比	7.9 1.4	7.6 2.1	7.3	7.3
				2.2	1.85
				7.0	7.2
				1.7	1.80
				7.0	7.2
				2.0	1.80
				6.8	7.2
				1.7	1.73
				7.7	7.7
2011年	前年比 前期比	9.7 2.3	9.5 2.5	9.1	9.3
				2.2	2.20
				1.8	1.8
				8.9	8.9
				1.7	1.73
				7.7	7.7
				7.7	7.7
				1.7	1.73
				7.7	7.7

出所:ブルームバーグデータ等を元にBTMUC作成

出てくるが、通年でみると7.2%~7.3%成長が確保される見通しだ。

9月9日に李首相はダボス会議において、「雇用を維持し、所得を向上させさえすれば、経済成長率は7.5%を下回っても合理的な水準である。」との趣旨の発言をしている。また、昨年10月21日には、「1,000万人の雇用を生み出し都市戸籍住民の失業率を4%程度に抑えるには7.2%程度の経済成長が必要。」とGDP成長率について具体的な数値を語っている。当時は、この発言が成長率の合理的な水準の「下限」と捉えられた。直近ではGDP下限についての具体的な数値の言及は見られないが、雇用への影響が懸念される7.2%を下回る水準への急低下は許容されないと考えておくべきだろう。

2. 成長減速下での政府対応状況とその効果

(1) 金融調節動向とその効果

ここまで述べてきたように、中国の経済成長は政府が想定している「妥当なレンジ」内を今の所推移しているものの、先行きを見通すと現時点で想定されるレンジの下限到達が視野に入りつつあると判断できよう。

政府も十分そのことを認識しており、第2四半期以降、金融面からの支援を主要手段として景気の下支えを図っており、PBOCの金融調節動向からその姿勢を垣間見ることができる。

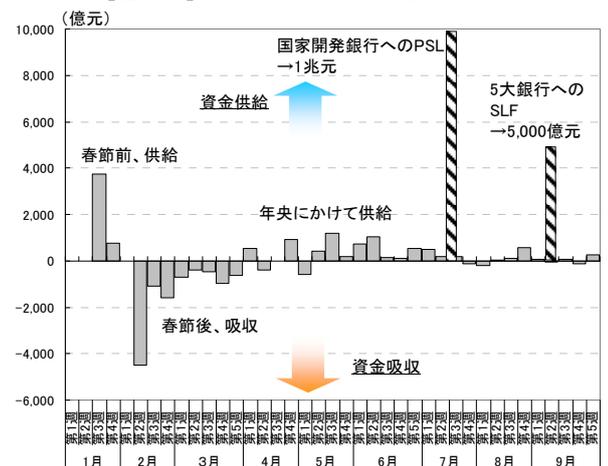
【図表5】はPBOCの代表的な金融調節手段である公開市場操作⁴における市中への資金供給及び吸収額を示している。第1四半期は、春節前に大量に資金供給を実施した後、3月にかけて断続的に資金吸収を実施していた。第2四半期以降は基本的に資金供給に転じており、市場に資金を供給することで市場金利の安定化を図っている。

その後、追加手段として7月下旬に国家開発銀行向けに「担保付補完貸出(PSL)」で1兆元、その後9月には5大銀行向けに「臨時貸出制度(SLF)」で5,000億円の資金を供給したと報道されている。これらの措置は利下げや預金準備率の引下げといった派手さはなく、対象となる銀行を一部に絞っていることから政府は「微調整」と呼んでいるが、図表から見て取れるように金額は小さくない。

(2) 社債利回りと発行額推移

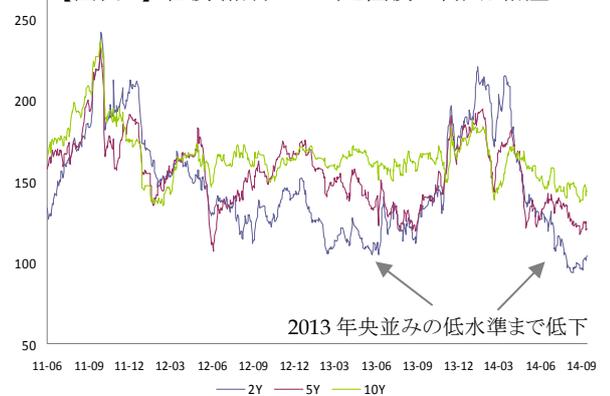
PBOCによる派手さはないものの着実ともいえるこれまでの金融緩和は、企業の借入コストの一つの指標である「国債対比の社債利回り上乗せ幅(利回り格差)」の低下を促している。【図表6】はその推移を示したものだ。2013年央から年末にかけてはマネーサプライの過度な

【図表5】2014年の公開市場操作等の動向



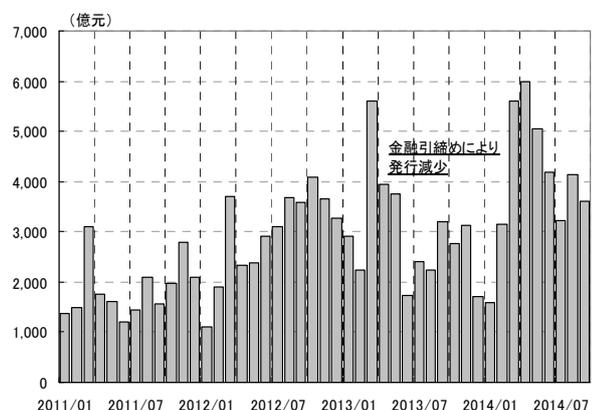
出所:ブルームバーグデータ等を元にBTMUC作成

【図表6】社債(格付AAA)と国債の利回り格差



出所:ブルームバーグデータ等を元にBTMUC作成

【図表7】社債発行額推移



出所:Wind データを元にBTMUC作成

⁴ レポ(PBOCが銀行から資金を吸収)及びリバースレポ(PBOCが銀行に資金を供給)やPBOC自らの債券発行等によって金融市場で流通する資金量をコントロールする。

増加抑制を目的として金融引締めが実施され、この上乗せ幅も急拡大した。

上乗せ幅拡大は、社債発行による企業の資金調達コストが相対的に上昇することを意味する為、【図表7】に示される通り2013年末頃にかけて社債発行額が減少し、資金調達額の減少がラグを伴って投資活動の鈍化に波及し、足元の経済成長率の低下に繋がったものと見られる。しかし、その後の上乗せ幅縮小を受けて社債発行額は回復し、2014年は前年同時期を大きく上回るペースを維持しており、企業の資金調達環境は改善しているものと見られる。

(3) 不動産価格抑制策緩和の動き

金融調節による金融緩和に加え、不動産市況の低迷長期化を受けて不動産価格抑制策の緩和の動きも本格化してきた。PBOCは5月に商業銀行15行に対して住宅ローン条件緩和の窓口指導を実施し、9月下旬にも再度国有大手銀行向けに住宅ローン基準要件の緩和を要請していた模様であるが、国慶節開始直前の9月30日に住宅ローン提供条件の緩和⁵を正式に発表した。

2011年初から6月頃にかけても現在と同様に住宅価格が下落傾向にあり景気の先行きが不安視される局面があった。当時は、5、6月に連続利下げを実施し金融緩和姿勢を明確化したところ、住宅価格下落に歯止めがかかり不動産投資が安定、経済成長の急減速は回避された経緯がある。

今回は、利下げについては緩和姿勢を強調しすぎるとの判断から現時点では回避され、まずは規制の緩和で対応してきた模様である。

3. むすび

李首相は、昨秋の講演で、「中国は高速成長から中高速成長の段階に入っている」とも語っている。不動産市況低迷の深刻化が目下最大の景気下振れリスクであるものの、上述の通り、不動産価格抑制策緩和の動きも出てきており、急速な成長減速の可能性は依然として低いと考えてよいだろう。今年、例年と比較すると海外を含め金融市場の乱高下も少なく、今の所穏やかな一年と締めくくられそうな雰囲気である。

政府は投資主導型の経済発展モデルは持続不可能との判断から消費主導型経済への転換を図っている。従ってその意思を国内外に幅広く知らしめる意味においても、第3四半期GDPが前年比+7%を小幅割り込む事態となっても（通年GDPでは同+7.2~+7.4%が確保される見通しであるため）、大規模な景気刺激策が取られる可能性は高くないように思われる。

雇用環境安定の目処とされる年間GDP成長率7.2%を確保するためには年末まで少なくとも第3四半期並の成長速度を維持する必要があるが、大規模な景気刺激策の導入を回避しつつこれを達成するためには、金融市場の安定化は至上命題である。

このような環境下、国内人民元金融市場においては、年末にかけて金利は低位安定、為替も基本的に緩やかな元高バイアスは維持されようが、基準値の設定が大きく振れる可能性は低いのではないだろうか。

(2014年10月8日)

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国) 環球金融市場部

E-mail:satoyuki_yutaka@cn.mufg.jp

TEL:+86-(21)-6888-1666(内線)2959

⁵ 1軒目の住宅ローンを完済済みの場合、2軒目も1軒目と同様の頭金支払い(30%)とするもの。従来は2軒目購入の場合、頭金60~70%を必要とした。



法務:最近の制裁事例からみた中国のカルテル規制

北京市金杜法律事務所 パートナー弁護士
中国政法大学大学院 特任教授
劉 新宇

I. はじめに

日本でも報道されたように、中国国家發展改革委員会¹（以下、「国家發改委」という）は、2014年8月20日付けで、外国の自動車部品メーカー等12社が自動車部品等の価格独占協定（以下、「価格カルテル」という）を行い独禁法に違反したとして、前年度売上高の4~8%、日本円で200億円超に上る課徴金を科すと発表した。この事件は、対象となった企業の全てが外国企業であり、かつ、課徴金の合計額がこれまでで最高額となったことで、中国国内のみならず、日本をはじめとする諸外国からも大きな関心が寄せられている。

また、自動車業界に関する処罰事件として、9月11日の報道によると、湖北省物価局は、某外資系自動車総販売会社主導の下で販売代理店により完成車及びメンテナンスサービスにかかる価格カルテルが締結されており、これが再販売価格の拘束行為に該当するとして、同総販売会社に対し前年度の関連市場における売上高の6%、日本円で40数億円の課徴金を科した。また、近日、某外資系自動車総販売会社は販売代理店に対し再販売価格を拘束したとして、上海市物価局より前年度関連売上高の3%、日本円で数億円の課徴金を科せられた。さらに、現在別の外資系自動車総販売会社に対しても独禁法調査を行っている、とのことであった。

自動車業界以外にも、保険、セメント業界における処罰が明らかになった。浙江省では、事業者団体及び財産保険会社20数社が、価格カルテルを主導又は締結したとして、合計で10数億円の課徴金を科せられ²、吉林省内のセメント業界3社は価格カルテルを行ったとして、計10数億円の課徴金を科せられた。

振り返ってみれば、以上の事件・動向のみならず、2013年に入ってから、価格カルテルの排除に向けこれまでにない頻度で取締が行われており、液晶パネルメーカーによる価格カルテル事件（液晶パネル事件）、白酒メーカーによる再販売価格拘束事件（白酒事件）をはじめとする多くの事件が摘発・公表されている。その中でも、液晶パネル事件は、中国で初めて価格カルテルを理由とする制裁が外国企業にも加えられた事例であり、外国（地区）の企業が独占協定を結び液晶パネルの価格を不当に引き上げていたとして、総額約50億円の課徴金が科された。

近年における当局の取締強化の姿勢に鑑みると、今後、価格カルテルをはじめとする独禁法違反行為に対する摘発事例は今後も確実に増えていくものと予想される。以下、本稿では、中国の独占協定規制とその運用について概要を述べた後、この2年間において、世間で大きな話題となっている自動車部品等の価格カルテル事件（以下、「自動車部品事件」という）と、液晶パネル事件の2つの事件における重要なポイントを考察してみるものとした。

¹ 経済・社会の発展に関する政策の総合的な研究・決定、経済制度改革の総合的な調整管理を行う中国の中央官庁であり、価格に関する独占行為の規制権限も有している。

² 価格カルテルの締結、実施に参加していない9社については、調査停止となったという。

II. 中国の独占協定規制

中国独禁法に定める「独占協定」(カルテル)、すなわち競争を排除、制限する協定、決定もしくはその他の協同行為(13条2項)は、基本的に日本の独禁法が禁じる「不当な取引制限」(カルテル)に相当するものといえるが、これには水平的独占協定、垂直的独占協定という2つの類型がある。

このうち、水平的独占協定の禁止を定めたのが中国独禁法13条1項であり、それによると、競争関係にある事業者は、i) 商品価格を維持すること、ii) 商品の生産または販売の数量を制限すること、iii) 販売市場または原材料調達市場を分割すること、iv) 新技術、新設備の購入を制限し、またはそれらの開発を制限すること、v) 取引を共同ボイコットすること、vi) 国務院独占禁止法執行機関が認定したその他の事項にかかる独占協定を締結することをしてはならない。自動車部品事件、液晶パネル事件は、いずれもこのi)に該当するものとして、各社に対し既述のような厳しい制裁が加えられた。

他方、垂直的独占協定の禁止は中国独禁法14条に定められており、事業者と取引相手との間においては、i) 第三者への商品再販売価格を維持させること、ii) 第三者への商品再販売の最低価格を制限すること、iii) 国務院独占禁止法執行機関が認定したその他の事項に関し独占協定を締結することをしてはならない。なお、本稿において、i)とii)を併せて「再販売価格の拘束」と呼ぶ場合がある。

ところで、独占協定に関しては、中国独禁法のみならず、国家発改委、国家工商行政管理総局(以下「工商総局」という)が制定した部門規則にも着目する必要がある³。たとえば、国家発改委の価格独占禁止規定⁴(以下「価格独占規定」という)は、独占協定に該当する行為として8つの類型を定め⁵、工商総局の「独占協定行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定」⁶も、中国独禁法13条1項に定める行為の内容をさらに詳細に定めている。さらに、これらの規定は、事業者団体が一定の方法でその傘下の事業者に独占協定を締結させる行為も規制対象としている。

総じて、中国独禁法とその関連規定が規制の重点としているのは、競争関係にある事業者による水平的独占協定であり、垂直的独占協定に関する規定はそれほど多くないといえる。

³ 中国では、価格に関する独占行為か否かによってその規制を行う機関が異なっており、価格に関する独占行為(カルテル、市場支配的地位の濫用)については国家発改委価格監督検査独占禁止局が、価格独占行為以外のカルテル、市場支配的地位の濫用、行政権力の濫用による競争の排除・制限に対する規制については工商総局独占禁止不正競争防止法執行局が、それぞれ規制権限を行使するものとされている。

⁴ 2010年12月29日公布、2011年2月1日施行。

⁵ 同規定では次の事項が列挙されている。

- ①商品およびサービスの価格水準を維持または変更すること
- ②価格の変動幅を維持または変更すること
- ③価格に影響を与える手数料、割引またはその他の費用を維持または変更すること
- ④約定した価格を使用して、第三者と取引する際の基礎とすること
- ⑤価格計算の基礎となる基準公式を採用することを約定すること
- ⑥協定に参加したその他の事業者の同意なく、価格を変更してはならない旨を約定すること
- ⑦その他の方法により、変形的に価格の維持または変更を行うこと
- ⑧国務院価格主管部門が認定したその他の価格カルテル

⁶ 2010年12月31日公布、2011年2月1日施行。

Ⅲ. 自動車部品事件

この事件においては、12社の自動車部品メーカー等による価格カルテルを2つの製品分野を分け、それぞれの価格カルテルに対し、処罰を行ったものである。

この事件に関し、「リニエンシー制度」、「課徴金額」の2点から見ていくこととしよう。

1. リニエンシー制度

価格独占の協議は密室で行われることから、調査による事実解明にも一定の限界がある。そこで、中国独禁法は、外国の立法例を参考に、事業者が独占協定の締結に関する状況を独禁法執行機関に対して自発的に報告し重要な証拠を提供したときは、情状に応じてその制裁を減免し得る旨を定めた(46条2項)、いわゆるリニエンシー(課徴金減免)制度を導入するものとした。

自動車部品事件では、処罰が免除された2社は、いずれも独占協定締結の関連状況について最初に自発的に報告を行い、かつ重要な証拠を提供したことにより、処罰の完全免除を受けた。また、独占協定締結の関連状況について2社目に自発的に報告を行い、かつ重要な証拠を提供した2社についてもリニエンシー制度が適用されたことが窺える。

このリニエンシー制度に関しては、国家発改委、工商総局がそれぞれ個別に異なる規定を定めている点が注目される。

すなわち、(価格独占に対して規制権限を有する)国家発改委の価格独占禁止行政法執行手続規定は、独占協定の締結に関する状況を最初に報告し重要な証拠を提供した事業者については処罰を免除し得ること、2番目に報告した事業者については50%を超える範囲で処罰の減輕をし得ること、報告をしたその他の事業者については50%に満たない範囲で処罰を減輕し得ることを定めている(14条)のに対し、(価格独占以外の独占協定に対して規制権限を有する)工商総局の独占協定工商規定は、独占協定の締結に関する状況を最初に報告し重要な証拠を提供して調査に全面的な協力をした事業者については処罰を免除すること、独占協定の締結に関する状況を報告し重要な証拠を提供したその他の事業者については情状に応じて処罰を減輕することを定めている(12条)。

また、両機関の規定には、独占協定の首謀者に対する課徴金等の減免に関しても差異があり、工商総局は、独占協定の首謀者への減免を認めないものとしているのに対し⁷、国家発改委は、特にそのような制限を設けていない。

これらの規定を比較すると、国家発改委の規定では、減輕の程度が比較的明確であると言えよう。自動車部品事件及びこれまでの処罰事件⁸からみれば、現在、国家発改委はリニエンシーを奨

⁷ 「独占協定、市場における支配的な地位の濫用に係る事件の調査処理に関する工商行政管理機関の手続規定」(2009年5月26日公布、同年7月1日施行)20条。

⁸ たとえば、粉ミルクメーカーによる再販売価格拘束事件において、価格カルテルに関する取決めに係る状況を自発的に報告し、重要な証拠を提供し、自発的に改善を行った3社が、メガネ・コンタクトレンズメーカーによる再販売価格拘束事件において、協定締結の関連状況について自発的に報告を行い、重要な証拠を提供し、かつ積極的・自発的に是正を行った2社は、いずれもリニエンシー制度に基づき処罰を免除された。

励する態度をとっており、最初にリニエンシー申請をし、かつ重要な証拠を提供した会社は、完全に免除される可能性が高いように思われる。したがって、実際に中国でのカルテル行為が存在したのであれば、処罰の免除又は軽減を得るため、早期にリニエンシー制度の活用も検討する価値があるといえる。

なお、前出国家発改委、工商総局の規定から、処罰免除の待遇を受けるには、最初に報告するのみでは足りず、重要な証拠の提供も不可欠である。重要な証拠と認められるかについては国家発改委などの独禁法執行機関にその決定権が付与されているが、カルテル行為の摘発・解明に役立つ証拠であることが重要なポイントであろう。

2. 課徴金額

中国独禁法 46 条 1 項によると、同法の規定に違反し、独占協定を締結してこれを実行した事業者は、独禁法執行機関において、違法行為の停止、違法所得の没収のほか、前年度売上高の 1%～10%の課徴金に処せられる。

今回の事件では、自動車部品メーカー等の殆どが前年度売上高の 4%～8%にあたる課徴金を科された。このように、課徴金額が各社前年度売上高の 4～8%となっており、多少のばらつきが見られる。

これは、国家発改委の発表内容から見ると、国家発改委は課徴金額を決定する際に、i) 自発的な報告の順番 (リニエンシー関連)、ii) 独占協定の持続期間、iii) 価格協議対象の製品の数、iv) 価格協議会議における役割、といった要素の考慮が窺える。課徴金の妥当性を判断するのは難しい部分があるが、異なる部品を生産する自動車部品メーカーを 1 つの枠に入れて行政処罰を行ったことに対しては、やや疑問を覚える。

ところで、課徴金の計算基準である「売上高」の意義について、法令は特に規定を設けていない。たとえば、規制対象となった事業者単体の売上高か、それともそれを傘下とする企業グループ全体としての売上高なのか、また、全世界、それとも中国国内いずれの売上高なのか、さらには、全事業の売上高か、それとも規制対象となった違法行為と関連する事業のみに限定された売上高なのか、その他種々の観点からさまざまな捉え方ができると思われる。自動車部品事件において国家発改委の発表では「前年度売上高」しか記載されておらず、確定的なことは窺えないが、処罰金額から、関連する製品の前年度の中国市場における売上高に基づき課徴金を算出していることが窺える。

いずれにしても、この点について、実務における独禁法執行機関の運用に注視するほか、立法機関による売上高の意義の明確化が望まれる。

IV. 液晶パネル事件—水平的独占協定をめぐる事案

1. 課徴金額

液晶パネル事件の外国（地区）の企業6社は、中国で制裁を受ける以前、同一事案で他国においても処罰されており、その課徴金は、中国における本件課徴金総額3.53億人民元（約50億円）をはるかに上回る金額であった⁹。ここまで金額の差が開いた理由は、中国における本件価格カルテルの実行時期が中国独禁法制定前の2001年～2006年であったことに求められる。

しかし、中国において独禁法制定前の価格カルテルは価格法¹⁰の規制下にあり、価格独占をはじめとして価格に関する行為一般を適用対象とする同法は、事業者が通謀し、市場価格を操作して他の事業者または消費者の合法権益を損なうことを禁じているが（14条1項）、これに違反した事業者に対する罰則（40条¹¹、41条¹²）は、中国独禁法のように売上高ではなく、事業者の違法所得を基準に課徴金額を算定するものとしている。このように独禁法が適用される事案でなかったことに加え、本件価格カルテルの当事者はいずれも当局に対し違反事実の報告を行っていたことから、中国における課徴金はかなり低額に抑えられることとなった。

2. 価格法と独禁法との関係

液晶パネル事件は、その価格カルテルが独禁法施行前の2001年から2006年の期間に行われたため、独禁法ではなく価格法が適用され、この点でも関心を集めた。

価格法、またその関連規定は、独禁法の施行後も依然として有効であり、しかも法体系上、価格法と独禁法は同等とされ上位法と下位法の関係にないため、いずれの適用が優先されるかという問題がある。後法は前法に優先するとの原則、及び、最近では独禁法施行後の価格カルテルに対しいずれも独禁法が適用されているという事情からすると、2008年以降に行われた価格カルテル行為には、独禁法が優先的に適用される可能性が高いと考えられる。

V. おわりに

独占協定事案の調査は事実の解明に到らない場合も多く、中国独禁法の施行からまだ日が浅い現在、国家発改委と工商総局の調査に関する実務経験は、まだそれほど蓄積されていないのが現状である。しかし、最近における中国の政府当局の取締強化の姿勢をみると、中国独禁法の施行からの6年間において、ここ最近が価格カルテルに関する法執行が最も大規模に行われた時期だといえ、摘発事例は今後も確実に増えていくものと予想される。

日系企業を含む外国企業、外資系企業としては、独禁法など関連法令への理解を深めることはもちろんのこと、同法の運用面における動向に注意し、同法違反の法的リスクの発見・回避に務めることも必要となり、これにより、さらに順調な対中投資・貿易の展開が期待される。特に、

⁹ 2010年にEUで科された外国（地区）の企業6社の課徴金総額は6.48億ユーロ（当時約705億円）、2012年のアメリカにおけるそれは12.15億米ドル（当時約1,060億円）に上った。

¹⁰ 1997年12月29日公布、1998年5月1日施行。

¹¹ 価格法40条1項：事業者が本法14条に定める行為の一があった場合には、その是正を命じ、違法所得を没収するものとし、違法所得の5倍以下の過料を併科することができる。違法所得がないときは、警告を發し、過料を併科することができる。その情状が重大なときは、営業停止・整頓を命じ、または工商行政管理機關において営業許可証を取り消す。関連法令において、本法14条に定める行為に対する処罰及び処罰機關について別途規定があるときは、その関連する法律の規定により執行することができる。

¹² 価格法41条：事業者が価格違法行為により消費者又はその他の事業者をして過剰な代金を支払わせたときは、この過剰部分の返還をしなければならない。損害を生じさせたときは、これを賠償する責任を負う。

日本その他諸外国において既に独占調査を受けたことのある企業は、中国で関連事業・貿易を展開するにあたり、中国の政府当局に注目される可能性が高まるので、社内調査を行い中国でのカルテル行為について証拠収集を行った上、速急に対応を講じることが重要となってくる。また、最近の処罰事例からわかるように、実際に中国でのカルテル行為が存在したのであれば、処罰の免除又は軽減を得るため、リニエンス制度の活用も検討する価値があると思われる。さらに、中国外で行われたカルテル行為であっても、中国の市場競争に影響を及ぼす限り、独禁法、価格独占禁止規定などの規制対象となり得ることに対する意識も欠いてはならないであろう¹³。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心办公楼東楼20階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5878-5533

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・ブリスベン・キャンベラ・成都・重慶・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・メルボルン・ニューヨーク・パース・青島・上海・深圳・シリコンバレー・蘇州・シドニー・天津・東京

¹³ 中国独禁法2条、価格独占禁止規定2条。また、「中国の市場競争に影響を及ぼす」の意義は、法令に詳細な規定がないため国家發改委の判断に委ねられるが、一般に、競合事業者間の正常な競争を害すること、中国の市場供給に混乱をもたらすこと、中国の川下事業者、消費者の權益を害することなどが考えられる。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階 北京市北京經濟技術開發区榮華中路10号 亦城國際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大廈21階 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所 上海自貿試驗区出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯垂大廈20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階 上海市中国(上海)自由貿易試驗区馬吉路88号 10号楼3・4階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333 86-21-6830-3088
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華總商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15、16階	86-512-3333-3030

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

- 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。